

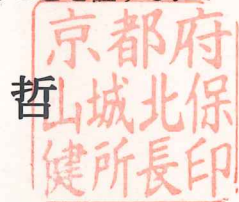
# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市大正区三軒家東二丁目9番10号

氏 名 大和紙料株式会社  
代表取締役 矢倉 得正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長 四方 哲



許可の年月日 令和 2 年 8 月 18 日

許可の有効年月日 令和 7 年 7 月 21 日

### 1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥
- ②廃油
- ③廃酸
- ④廃アルカリ
- ⑤紙くず
- ⑥木くず
- ⑦繊維くず

以上7種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

(積替え又は保管を含む)

- ①廃プラスチック類
- ②ゴムくず
- ③金属くず
- ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑤がれき類

以上5種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地	京都府八幡市岩田六ノ坪59番1、59番2、59番3、59番4、59番5、59番6
面 積	2219.82㎡
産 業 廃 棄 物 の 種 類	①廃プラスチック類 ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ②ゴムくず ⑤がれき類 ③金属くず (これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)
積み替えのための保管上限	12.24m <sup>3</sup>
積み上げることができる高さ	2.4m

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成17年7月22日：当初許可
- 平成21年4月2日：変更許可（事業の範囲の変更：積替え又は保管を含むものに①②③④⑤を追加）
- 平成22年8月27日：更新許可
- 平成24年3月22日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：積替え又は保管を含まないもの①②③④⑤⑥⑦）
- 平成27年7月22日：更新許可
- 令和2年8月18日：更新許可
- 令和4年5月10日：代表者の変更に伴う許可証の書換え

### 5. 積替え許可の有無

有・無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無